

○東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

平成 24 年 12 月 13 日
東京都条例第 155 号

目 次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（準用部分抜粋）

第三章 療養介護（準用部分抜粋）

第四章 生活介護

第一節 基本方針(第七十七条)

第二節 人員に関する基準(第七十八条—第八十条)

第三節 設備に関する基準(第八十一条)

第四節 運営に関する基準(第八十二条—第九十三条)

第八章 自立訓練(機能訓練)

第一節 基本方針(第四百十条)

第二節 人員に関する基準(第四百十一条・第四百十二条)

第三節 設備に関する基準(第四百十三条)

第四節 運営に関する基準(第四百十四条—第四百七条)

第九章 自立訓練(生活訓練)

第一節 基本方針(第五百十条)

第二節 人員に関する基準(第五百十一条・第五百十二条)

第三節 設備に関する基準(第五百十三条)

第四節 運営に関する基準(第五百十四条—第五百七条)

第十章 就労移行支援

第一節 基本方針(第六十条)

第二節 人員に関する基準(第六十一条—第六十三条)

第三節 設備に関する基準(第六十四条・第六十五条)

第四節 運営に関する基準(第六十五条の二—第七十条)

第十一章 就労継続支援 A 型

第一節 基本方針(第七十一条)

第二節 人員に関する基準(第七十二条・第七十三条)

第三節 設備に関する基準(第七十四条)

第四節 運営に関する基準(第七十五条—第八十三条)

第十二章 就労継続支援B型

- 第一節 基本方針(第八十四条)
- 第二節 人員に関する基準(第八十五条)
- 第三節 設備に関する基準(第八十六条)
- 第四節 運営に関する基準(第八十七条・第八十八条)

第十二章の二 就労定着支援

- 第一節 基本方針(第九十二条の二)
- 第二節 人員に関する基準(第九十二条の三・第九十二条の四)
- 第三節 設備に関する基準(第九十二条の五)
- 第四節 運営に関する基準(第九十二条の六一第九十二条の十二)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十条第一項第二号イ、第四十一条の二第一項各号並びに第四十三条第一項及び第二項の規定に基づき、東京都の区域(八王子市を除く区域をいう。)における指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。
- 二 支給決定障害者等 法第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。
- 三 支給決定 法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。
- 四 支給量 法第二十二条第七項に規定する支給量をいう。
- 五 受給者証 法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。
- 六 支給決定の有効期間 法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう。
- 七 指定障害福祉サービス 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
- 八 指定障害福祉サービス等 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
- 九 指定障害福祉サービス事業者 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- 十 指定障害福祉サービス事業者等 法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。

十一 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用(法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ。))を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。

十二 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費

又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規定により支給決定障害者(法第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。)が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。

十三 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」という。)第四十二条の二により読み替えられた法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療(以下「指定療養介護医療」という。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。

十四 基準該当障害福祉サービス 法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。

十五 共生型障害福祉サービス 法第四十一条の二第一項の申請に係る法第二十九条第一項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

十六 多機能型 第七十七条に規定する指定生活介護の事業、第四百四十条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第五百十条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第六十条に規定する指定就労移行支援の事業、第七十一条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第八十四条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百三十九号。以下「指定障害児通所支援基準条例」という。)第四条に規定する指定児童発達支援の事業、指定障害児通所支援基準条例第六十条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定障害児通所支援基準条例第七十条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定障害児通所支援基準条例第七十九条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定障害児通所支援基準条例第八十条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(指定障害児通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第三条 指定障害福祉サービス事業者(第三章、第四章及び第七章から第十三章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、当該指定障害福祉サービスの効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は利用者である障害児の保護者の立場に立って指定障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援事業 準用部分のみ抜粋)

(勤務体制の確保等)

第十二条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供することができるよう、各指定居宅介護事業所において、当該指定居宅介護事業所の従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、各指定居宅介護事業所において、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第十三条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付等を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量等の報告等)

第十四条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下この条において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)に遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第十五条 指定居宅介護事業者は、正当な理由なく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について区市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、協力するよう努めなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用

申込者に対し自ら必要な指定居宅介護を提供することが困難であると認める場合は、他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無及び有効期間、支給量等を確認しなければならない。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第十九条 指定居宅介護事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第二十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第二十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第二十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定居宅介護の提供を受けたことについて確認を受けなければならない。

(支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十四条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができる。ただし、当該金銭の使途が利用者の便益を直接向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により支給決定障害者等に金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対

し説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第二十五条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行う指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定居宅介護事業者は、前二項に定める場合において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。
- 4 指定居宅介護事業者は、前三項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、第三項に規定する交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第二十六条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス事業者等が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項(法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第二十七条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、第二十五条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に交付しなければならない。

(緊急時等の対応)

第三十二条 指定居宅介護事業所の従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する区市町村への通知)

第三十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しなければならない。

(衛生管理等)

第三十四条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(掲示)

第三十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体的拘束等の禁止)

第三十五条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第三十六条 管理者及び指定居宅介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第三十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容について情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(利益供与等の禁止)

第三十八条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第三十九条 指定居宅介護事業者は、利用者又はその家族からの指定居宅介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、提供した指定居宅介護に関し、法第十条第一項の規定により区市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。
- 4 指定居宅介護事業者は、提供した指定居宅介護に関し、法第十一条第二項の規定により知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、知事からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、提供した指定居宅介護に関し、法第四十八条第一項の規定により知事又は区市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は区市町村長が行う調査に協力し、知事又は当該区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、知事又は当該区市町村長からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。
- 6 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第八十五条の規定による運営適正化委員会が行う調査又はあっせん可能な限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第四十条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(虐待の防止)

第四十条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(会計の区分)

第四十一条 指定居宅介護事業者は、各指定居宅介護事業所において経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

第三章 療養介護

(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援事業 準用部分のみ抜粋)

(管理者)

第五十一条 指定療養介護事業者は、各指定療養介護事業所において指定療養介護事業所を管理する者(以下この条及び第五十三条において「管理者」という。)を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定療養介護事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第四節 運営に関する基準

(管理者の責務等)

第五十三条 管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 3 管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(サービス管理責任者の責務等)

第五十四条 サービス管理責任者は、次項から第八項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 利用の申込みに際し、利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況その他必要な事項を把握すること。
 - 二 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
 - 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、当該利用者について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活、課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。
- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該利用者に面接を行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期並びに提供上の留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携を当該療養介護計画の原案に含めるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、利用者に対する指定療養介護の提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、療養介護計画の原案の内容について意見を求めるとともに、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 6 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際は、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、当該療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該利用者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。
- 9 第二項から第六項までの規定は、第七項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(勤務体制の確保等)

第五十六条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供することができるよう、各指定療養介護事業所において、当該指定療養介護事業所の従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、各指定療養介護事業所において、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定療養介護事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(指定療養介護の取扱方針)

第六十二条 指定療養介護事業者は、療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、説明しなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、提供する指定療養介護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(相談及び援助)

第六十三条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握

に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(定員の遵守)

第六十九条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて、指定療養介護の提供を行ってはならない。
ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(地域との連携等)

第七十三条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(非常災害対策)

第七十四条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第七十五条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から五年間保存しなければならない。
 - 一 療養介護計画
 - 二 第五十八条第一項に規定する指定療養介護の提供の記録
 - 三 第六十八条に規定する区市町村への通知に係る記録
 - 四 次条において準用する第三十五条の二第二項に規定する身体的拘束等の記録
 - 五 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録
 - 六 次条において準用する第四十条第一項に規定する事故の状況及び処置についての記録

第四章 生活介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第七十七条 生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第七十八条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)は、当該事業を

行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことをもって、第二号の理学療法士又は作業療法士に代えることができる。

一 医師

二 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。第八章及び第十六章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

三 サービス管理責任者

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第七十九条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所のうち主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の従業者及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第八十条 第五十一条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第八十一条 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を規則で定める基準により設けなければならない。

2 前項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用とすることができる。

3 第一項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(運営規程)

第八十二条 指定生活介護事業者は、各指定生活介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第九十二条第一項において「運営規程」という。)を定めなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

六 通常の事業の実施地域(当該指定生活介護事業所が通常時に指定生活介護を提供する地域をいう。)

- 七 指定生活介護の利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他事業の運営に関する重要事項

(利用者負担額等の受領)

第八十三条 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行う指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活介護事業者は、前二項に定める場合において支給決定障害者から支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定生活介護事業者は、前三項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定生活介護事業者は、第三項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(介護)

第八十四条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

3 指定生活介護事業者は、前二項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

5 指定生活介護事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第八十五条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めるとともに、利用者のうち生産活動に従事する者の作業時間、作業量等が過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者のうち生産活動に従事する者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵じん設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第八十六条 指定生活介護事業者は、利用者のうち生産活動に従事する者に、当該生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払

わなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第八十六条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第九十二条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十二条の三に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(食事)

第八十七条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合には、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。ただし、栄養士を置く指定生活介護事業所にあつては、この限りでない。

(健康管理)

第八十八条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する区市町村への通知)

第八十九条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なく、指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(衛生管理等)

第九十条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力医療機関)

第九十一条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関(当該指定生活介護事業所との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。)を定めなければならない。

(揭示)

第九十二条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(準用)

第九十三条 第十二条の二から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十七条、第三十二条、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十三条、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十九条及び第七十三条から第七十五条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十三条第一項」と、第二十七条第二項中「第二十五条第二項」とあるのは「第八十三条第二項」と、第五十三条第二項及び第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十二条第一項中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第七十五条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第五十八条第一項」とあるのは「第九十三条において準用する第二十三条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第八十九条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第九十三条」と読み替えるものとする。

第八章 自立訓練(機能訓練)

第一節 基本方針

(基本方針)

第四百十条 自立訓練(機能訓練)(省令第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。

以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第四百十一条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、第一号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことをもって、第一号の理学療法士又は作業療法士に代えることができる。

一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

二 サービス管理責任者

- 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者が、指定自立訓練(機能訓練)事業所における指定自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練(機能訓練)を提供する場合は、前項第一号に規定するもののほか、規則で定める基準により生活支援員を置くものとする。

(準用)

第百四十二条 第五十一条及び第七十九条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第百四十三条 第八十一条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第百四十四条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、法定代理受領を行う指定自立訓練(機能訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(機能訓練)に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(機能訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、前二項に定める場合において支給決定障害者から支払を受ける額のほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。
- 4 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、前三項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、第三項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(訓練)

第百四十五条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対し、有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じ、必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
- 4 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(地域生活への移行のための支援)

第百四十六条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第百六十一条第一項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

- 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において安心して日常生活又は社会生活を営

むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的に、連絡、相談等を行わなければならない。

(準用)

第百四十七条 第十二条の二から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第三十二条、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十三条、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十九条、第七十三条から第七十五条まで、第八十二条及び第八十六条の二から第九十二条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百四十四条第一項」と、第二十七条第二項中「第二十五条第二項」とあるのは「第百四十四条第二項」と、第五十三条第二項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第五十四条第二項及び第四項から第六項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第七項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第九項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第六十二条第一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第七十五条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第二号中「第五十八条第一項」とあるのは「第百四十七条において準用する第二十三条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百四十七条において準用する第八十九条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百四十七条」と、第八十二条中「第九十二条第一項」とあるのは「第百四十七条において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第百四十七条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第九章 自立訓練(生活訓練)

第一節 基本方針

(基本方針)

第百五十条 自立訓練(生活訓練)(省令第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第百五十一条 指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、第二号の地域移行支援員については、指定宿泊型自立訓練事業所(指定宿泊型自立訓練(指定自立訓練(生活訓練)のうち、省令第二十五条第六号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下この章において同じ。)を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。第百五十三条において同じ。)に限る。

- 一 生活支援員
- 二 地域移行支援員
- 三 サービス管理責任者

(準用)

第百五十二条 第五十一条及び第七十九条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第百五十三条 指定自立訓練(生活訓練)事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営に必要な設備を規則で定める基準により設けなければならない。

- 2 指定宿泊型自立訓練事業所にあつては、前項に規定する設備のほか、居室及び浴室を規則で定める基準により設けなければならない。ただし、当該指定宿泊型自立訓練事業所が指定宿泊型自立訓練のみを行う場合にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。
- 3 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用とすることができる。
- 4 第一項及び第二項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第百五十四条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)を提供した際は、当該指定自立訓練(生活訓練)の提供日、内容その他必要な事項をその都度記録しなければならない。

- 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前二項の規定による記録に際し、支給決定障害者から指定自立訓練(生活訓練)の提供を受けたことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第百五十五条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領を行う指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前二項に定める場合において支給決定障害者から支払を受ける額のほか、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。
- 4 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第一項及び第二項に定める場合において支給決定障害者から支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。
- 5 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、第一項から前項までに規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 6 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、第三項及び第四項に規定する費用の額に係るサービスの提

供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第百五十五条の二 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練(生活訓練)及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(記録の整備)

第百五十六条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から五年間保存しなければならない。

一 次条において読み替えて準用する第五十三条第二項の規定により作成する自立訓練(生活訓練)計画

二 第百五十四条第一項及び第二項に規定する指定自立訓練(生活訓練)の提供の記録

三 次条において準用する第八十九条に規定する区市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十五条の二第二項に規定する身体的拘束等の記録

五 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第四十条第一項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第百五十七条 第十二条の二から第二十二條まで、第二十四条、第二十七条、第三十二条、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十三条、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条、第八十二条、第八十六条の二から第九十二条まで、第百四十五条及び第百四十六条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百五十五条第一項から第四項まで」と、第二十七条第二項中「第二十五条第二項」とあるのは「第百五十五条第二項」と、第五十三条第二項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第五十四条第二項及び第四項から第六項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第七項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第九項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第六十二条第一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第八

十二条中「第九十二条第一項」とあるのは「第一百五十七条において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第一百五十七条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第十章 就労移行支援

第一節 基本方針

(基本方針)

第一百六十条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労移行支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の九に規定する者に対して、省令第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第一百六十一条 指定就労移行支援の事業を行う者(以下「指定就労移行支援事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定就労移行支援事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- 一 職業指導員及び生活支援員
- 二 就労支援員
- 三 サービス管理責任者

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の配置の基準)

第一百六十二条 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第二条第一項又は第十八条の二第一項の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所(以下この章及び附則第三条において「認定指定就労移行支援事業所」という。)にあつては、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- 一 職業指導員及び生活支援員
- 二 サービス管理責任者

(準用)

第一百六十三条 第五十一条及び第七十九条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、認定指定就労移行支援事業所については、第七十九条の規定は、適用しない。

第三節 設備に関する基準

(認定指定就労移行支援事業所の設備)

第一百六十四条 次条において準用する第八十一条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和二十六年文部省・厚生省令第二号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設の認定の基準(設備に係るものに限る。)を満たすこととする。

(準用)

第百六十五条 第八十一条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(通勤のための訓練の実施)

第百六十五条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(実習の実施)

第百六十六条 指定就労移行支援事業者は、利用者が第七十条において読み替えて準用する第五十三条第二項の就労移行支援計画に基づいて実習ができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第百六十七条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所における求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第百六十八条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が当該職場に就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第百九十二条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第百九十二条の三に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(就職状況の報告)

第百六十九条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、知事に報告しなければならない。

(準用)

第百七十条 第十二条の二から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十二条、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十三条、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十九条、第七十三条から第七十五条まで、第八十二条、第八十五条、第八十六条、第八十七条から第九十二条まで、第百四十四条、第百四十五条及び第百五十五条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十条において準用する第百四十四条第一項」と、第二十七条第二項中「第二十五条第二項」とあるのは「第百七十条において準用する第百四十四条第二項」と、第五十三条第二項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十四条第二項及び第四項から第六項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第七

項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第九項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第六十二条第一項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第七十五条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十八条第一項」とあるのは「第一百七十条において準用する第二十三条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第一百七十条において準用する第八十九条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第一百七十条」と、第八十二条中「第九十二条第一項」とあるのは「第一百七十条において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第一百七十条において準用する前条」と、第百五十五条の二第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。)」と、同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。)」のと読み替えるものとする。

第十一章 就労継続支援 A 型

第一節 基本方針

(基本方針)

第百七十一条 省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援 A 型に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援 A 型」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら同号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第百七十二条 指定就労継続支援 A 型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援 A 型事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定就労継続支援 A 型事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- 一 職業指導員及び生活支援員
- 二 サービス管理責任者

(準用)

第百七十三条 第五十一条及び第七十九条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第百七十四条 指定就労継続支援 A 型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を規則で定める基準により設けなければならない。

- 2 前項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援 A 型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。
- 3 第一項に規定する相談室、多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない

場合は、兼用とすることができる。

4 第一項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援 A 型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第一百七十五条 指定就労継続支援 A 型事業者が社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人以外のものである場合は、当該指定就労継続支援 A 型事業者は専ら同法第二条に規定する社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社以外のものでなければならない。

(運営規程)

第一百七十五条の二 指定就労継続支援 A 型事業者は、各指定就労継続支援 A 型事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定就労継続支援 A 型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 六 指定就労継続支援 A 型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び第一百七十八条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- 七 通常の事業の実施地域(当該指定就労継続支援 A 型事業所が通常時に指定就労継続支援 A 型を提供する地域をいう。)
- 八 指定就労継続支援 A 型の利用に当たっての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 その他事業の運営に関する重要事項

(雇用契約の締結等)

第一百七十六条 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援 A 型事業者(多機能型により指定就労継続支援 A 型の事業と第八十四条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業とを一体的に行う者を除く。)は、利用者のうち省令第六条の十第二号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援 A 型を提供することができる。

(就労)

第一百七十七条 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られる

よう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

3 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、利用者の希望を踏まえたものとしなければならない。

(賃金及び工賃の支払等)

第百七十八条 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者(第百七十六条第二項の規定に基づき指定就労継続支援 A 型の提供を受けている者(以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。))を除く。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 指定就労継続支援 A 型事業者は、雇用契約を締結していない利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。

4 前項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃(同項に規定する工賃をいう。以下この条において同じ。)の平均額は、三千円を下回ってはならない。

5 指定就労継続支援 A 型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

6 指定就労継続支援 A 型事業者は、法第六条に規定する自立支援給付をもって、賃金及び工賃の支払に要する費用に充ててはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(実習の実施)

第百七十九条 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者が第百八十三条において読み替えて準用する第五十三条第二項の就労継続支援 A 型計画に基づいて実習ができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第百八十条 指定就労継続支援 A 型事業者は、公共職業安定所における求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第百八十一条 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が当該職場に就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者が、第百九十二条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられる

よう、第百九十二条の三に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第百八十二条 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援 A 型の事業に従事するために雇用する場合は、規則で定める基準を超えて雇用してはならない。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第百八十二条の二 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援 A 型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第百八十三条 第十二条の二から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十七条、第三十二条、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十三条、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十九条、第七十三条から第七十五条まで、第八十七条から第九十二条まで、第百四十四条及び第百四十五条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十三条において準用する第百四十四条第一項」と、第二十七条第二項中「第二十五条第二項」とあるのは「第百八十三条において準用する第百四十四条第二項」と、第五十三条第二項、第五十四条及び第六十二条第一項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第七十五条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第二号中「第五十八条第一項」とあるのは「第百八十三条において準用する第二十三条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百八十三条において準用する第八十九条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百八十三条」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第百八十三条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第十二章 就労継続支援 B 型

第一節 基本方針

(基本方針)

第百八十四条 省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援 B 型(以下「就労継続支援 B 型」という。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援 B 型」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(準用)

第百八十五条 第五十一条、第七十九条及び第七十二条の規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第百八十六条 第百七十四条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(工賃の支払等)

第百八十七条 指定就労継続支援B型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援B型事業者」という。)は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。

- 2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃(同項に規定する工賃をいう。以下この条において同じ。)の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)は、三千円を下回ってはならない。
- 3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、目標とする工賃の水準を設定し、当該目標とする工賃の水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

(準用)

第百八十八条 第十二条の二から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十七条、第三十二条、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十三条、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十九条、第七十三条から第七十五条まで、第八十二条、第八十五条、第八十七条から第九十二条まで、第百四十四条、第百四十五条及び第百七十九条から第八十一条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十八条において準用する第百四十四条第一項」と、第二十七条第二項中「第二十五条第二項」とあるのは「第百八十八条において準用する第百四十四条第二項」と、第五十三条第二項、第五十四条及び第六十二条第一項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第七十五条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十八条第一項」とあるのは「第百八十八条において準用する第二十三条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百八十八条において準用する第八十九条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百八十八条」と、第八十二条中「第九十二条第一項」とあるのは「第百八十八条において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第百八十八条において準用する前条」と、第百七十九条第一項中「第百八十三条」とあるのは「第百八十八条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第十二章の二 就労定着支援

第一節 基本方針

(基本方針)

第百九十二条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として省令に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、省令に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、

障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第百九十二条の三 指定就労定着支援の事業を行う者(以下「指定就労定着支援事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定就労定着支援事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- 一 就労定着支援員
- 二 サービス管理責任者

(準用)

第百九十二条の四 第五十一条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第百九十二条の五 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第百九十二条の六 サービス管理責任者は、第百九十二条の十二において準用する第五十三条第二項及び第五十四条第二項から第九項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 利用の申込みに際し、利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況その他必要な事項を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第百九十二条の七 指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させた生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第百九十二条の八 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより

当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第百九十二条の九 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第百九十二条の十 指定就労定着支援事業者は、各指定就労定着支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域(当該指定就労定着支援事業所が通常時に指定就労定着支援を提供する地域をいう。)
- 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第百九十二条の十一 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 次条において準用する第二十三条第一項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
- 二 次条において読み替えて準用する第五十三条第二項に規定する就労定着支援計画
- 三 次条において準用する第三十三条に規定する区市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 次条において準用する第四十条第一項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第百九十二条の十二 第十二条から第二十七条まで、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条、第五十四条第二項から第九項まで、第六十二条及び第六十三条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十二条の十二において準用する次条第一項」と、第二十七条第二項中「第二十五条第二項」とあるのは「第百九十二条の十二において準用する第二十五条第二項」と、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第四項から第七項まで及び第九項並びに第六十二条第一項中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

附 則(令和三年条例第三五号)

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和四年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第三条第三項及び第四十条の二(改正後の条例第四十三条、第四十三条の四、第四十八条、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第八十条、第八十条の四、第二百一十一条、第四百四十七条、第四百四十七条の四、第四百五十七条、第四百五十七条の四、第七十条、第八十三条、第八十八条、第九十二条、第九十二条の十二、第九十二条の二十、第九十九条、第九十九条の十一、第九十九条の二十二及び第二百八条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十二条の二(改正後の条例第四十三条、第四十三条の四、第四十八条、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第八十条、第八十条の四、第二百一十一条、第四百四十七条、第四百四十七条の四、第四百五十七条、第四百五十七条の四、第七十条、第八十三条、第八十八条、第九十二条、第九十二条の十二、第九十二条の二十、第九十九条、第九十九条の十一、第九十九条の二十二及び第二百八条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第十二条の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十四条第三項(改正後の条例第四十三条、第四十三条の四、第四十八条、第二百一十一条、第九十二条の十二及び第九十二条の二十において準用する場合を含む。)、第七十条第二項及び第九十条第二項(改正後の条例第九十三条の五、第八十条、第八十条の四、第四百四十七条、第四百四十七条の四、第四百五十七条、第四百五十七条の四、第七十条、第八十三条、第八十八条、第九十二条、第九十九条、第九十九条の十一、第九十九条の二十二及び第二百八条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十五条の二第三項(改正後の条例第四十三条、第四十三条の四、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第八十条、第八十条の四、第二百一十一条、第四百四十七条、第四百四十七条の四、第四百五十七条、第四百五十七条の四、第七十条、第八十三条、第八十八条、第九十二条、第九十九条、第九十九条の十一、第九十九条の二十二及び第二百八条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第三十五条の二第三項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

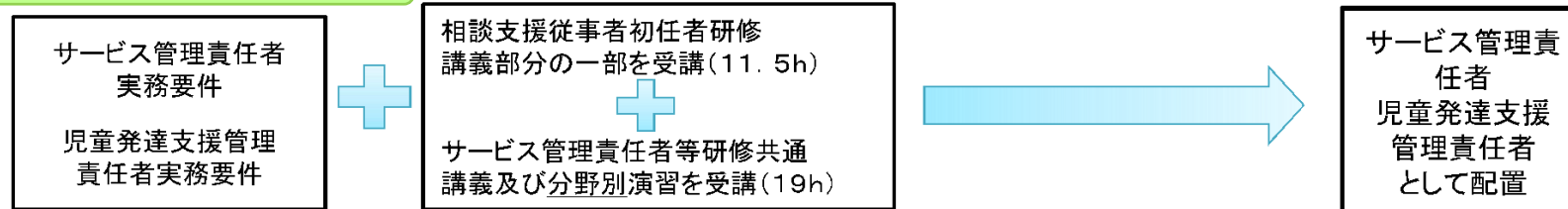
附 則(令和三年条例第七二号)

この条例は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第二百八条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

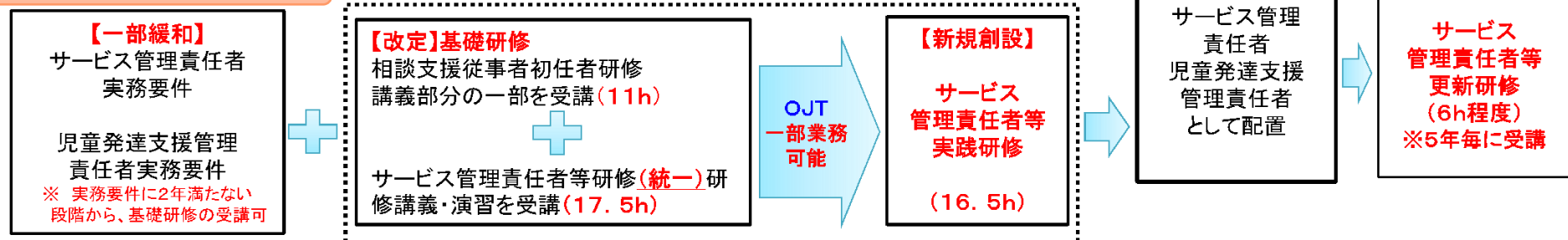
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直し

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たって、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
 - ※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
 - ※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
 - ※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

旧体系(平成30年度まで)



新体系(平成31年度から)



(注)一定の実務経験の要件

- ・ 実践研修：過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・ 更新研修：①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設】 専門コース別研修(任意研修)

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等

経過措置について

①平成30年度までの旧体系研修受講済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系)受講

H31.4~(新体系移行)

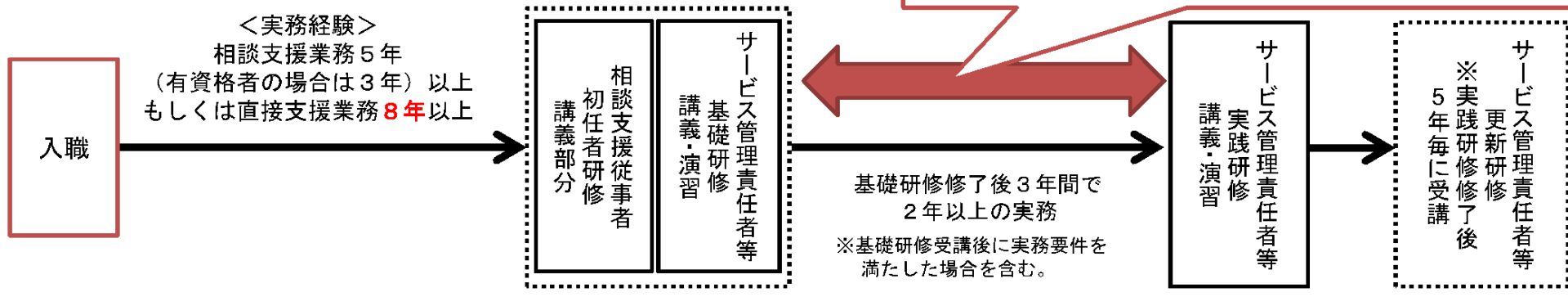
施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※5年毎に受講

②基礎研修受講時点で実務予見を満たしている者について

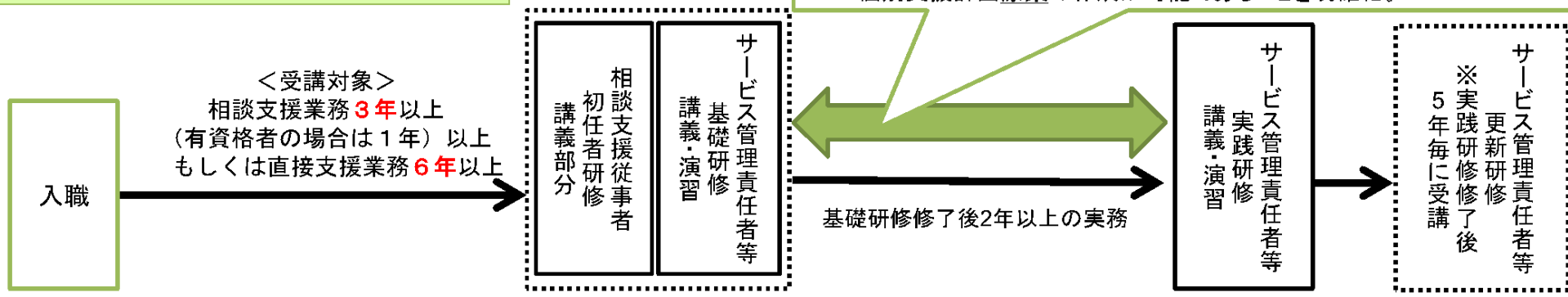
※H31~R3の基礎研修受講者の限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。



配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。



○就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について

(平成 18 年 10 月 2 日)

(障障発第 1002003 号)

(各都道府県障害保健福祉主管部(局)長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)

日頃から障害保健福祉行政の実施にあたり感謝申し上げます。

さて、平成 18 年 10 月 1 日からの障害者自立支援法(以下「法」という。)の本格施行に伴い、就労継続支援事業を含む新事業体系への移行が始まったところですが、このうち就労継続支援事業については、A 型(雇用有及び雇用無)及び B 型、さらにはこれらの事業の組み合わせによる多機能型と、その種別が多岐に亘ることから、下記により、就労継続支援事業利用者の労働者性の適正な確保について、遺漏無きようお願いいたします。

記

1 就労継続支援事業利用者に関する留意事項

就労継続支援事業を利用するにあたり、各事業の利用者に対して、次の点に留意されたいこと。

(1) A 型利用者(雇用有)

ア A 型利用者(雇用有)は、労働基準法上の労働者であることから、雇用するに当たっては、労働基準関係法令を遵守すること。

イ 雇用労働者に最低賃金の減額の特例を行う場合は、所定の様式に、別途通知する添付様式を活用すること。

(2) A 型利用者(雇用無)及び B 型利用者

ア 利用者の出欠、作業時間、作業量等が利用者の自由であること。

イ 各障害者の作業量が予約された日に完成されなかった場合にも、工賃の減額、作業員の割当の停止、資格剥奪等の制裁を課さないものであること。

ウ 生産活動において実施する支援は、作業に対する技術的指導に限られ、指揮監督に関するものは行わないこと。

エ 利用者の技能に応じて工賃の差別が設けられていないこと。

(3) A 型利用者(雇用有及び雇用無)及び B 型利用者が利用する多機能型事業所等を実施する場合の留意事項

ア A 型利用者(雇用有)、A 型利用者(雇用無)及び B 型利用者が同一事業所内で作業する際には、それぞれの作業場所、作業内容が明確に区分され、混在して作業が行われないこと。

イ 勤務表・シフト表は別々に管理すること。なお、A 型利用者(雇用無)及び B 型利用者の出欠、作業時間の自由が確保されていること。

ウ A 型利用者(雇用無)及び B 型利用者は、労働者災害補償保険法の適用がないことから、当該利用者に対する災害における賠償手段として、任意保険の加入の促進を図るとともに、労働安全衛生法を準用した安全衛生管理を極力行うこと。

2 利用開始時における留意事項

本事業の利用は、訓練等給付の事業の性格から、原則本人の希望に基づくものであるが、最終的な利用の可否については、暫定支給決定期間の仮利用の状況や専門機関等の意見も参考にし、最終的に市町村が決定すること。また、障害者及び家族にその旨通知するとともに、受給者証に記載すること。

(記載内容：就労継続支援 A 型(雇用有)、就労継続支援 A 型(雇用無)、就労継続支援 B 型)

3 利用者の労働基準関係法令の適用に関する苦情・疑義の解決等について

A型利用者(雇用有)は、労働基準法上の労働者であることから、当該利用者に係る労働基準関係法令に関する苦情・疑義等の対応は労働基準監督署が行うが、A型利用者(雇用無)及びB型利用者から労働基準関係法令の適用について苦情・疑義等がなされた場合の対応については、以下により取り扱うこと。

- (1) 原則として障害福祉サービス指定基準に基づき、苦情処理としての対応を迅速に行うこと。なお、事業所内で苦情解決が図られなかった場合における当該苦情の解決に当たっては、市町村又は都道府県が最終的に処理方針を決定し、事業所に対し必要な指導を行うこと。
- (2) 市町村は、労働基準監督署から、A型利用者(雇用無)及びB型利用者の労働基準関係法令の適用に関する苦情・疑義等に関する照会があった場合は、法第48条に基づき、事業者から必要な書類の提出を求める等状況の把握を行い、事業所に対し必要な指導を行う等連携して当該問題の解決に当たること。
この際、利用者が労働基準監督署に苦情・疑義を申し出たことが事業所に明らかになった場合には、事業所から利用契約解除等の不利益を被るおそれがあることから、利用者本人の意思に反し、氏名の公表だけでなく個人情報も事業所に特定されないことがないように特段の配慮を行うこと。
- (3) 都道府県においては、市町村と連携を図り、必要に応じ法第49条に基づく勧告を行うなど、これらの苦情解決に当たること。

4 支給決定更新時等における指導

支給決定更新時や監査時等定期的に、労働基準関係法令の適用について疑義が生じることの無いよう、利用者の就労の状況について都道府県及び市町村が確認し必要な指導を行うこと。